

議案第 76 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び羽曳野市消防団  
員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統合されたことにより、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
及び羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例

平成 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第430号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び	0.88

	次項の表において「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金(以下この表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表において「遺族基礎年金」という。)	0.80

遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)</p>	<p>0.73</p>
<p>傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)</p>
<p>障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係</p>

		る障害補償年金にあつては、0.81)
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.86
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び	0.88

	農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に	障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当

係るものに限る。)		する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	遺族厚生年金等	0.84
	遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	0.88
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等	0.89
	遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付のニが支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に、「控除して」を「控除した」

に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年

		金にあつては、 0.92)
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障

		害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害)	0.86

基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

附則第 5 条第 6 項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第 8 条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削り、同条第 7 項中「ものとする」を削る。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。  
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下この項から第 4 項までにおいて「新条例」という。)附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条の 3 第 1 項に規定する年金たる補償(以下この項及び第 4 項において「年金たる補償」という。)及び同条例第 5 条第 2 号に規定する休業補償(以下この項及び第 4 項において「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。以下この項において「平成 24 年一元化法」という。)第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職

給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成 27 年政令第 345 号。以下「平成 27 年国共済経過措置政令」という。)第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 82 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成 27 年国共済経過措置政令第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成 27 年政令第 347 号。以下この項において「平成 27 年地共済経過措置政令」という。)第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成 27 年地共済経過措置政令第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の支給水準の見直し

し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 第1条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(以下次項において「新条例」という。)附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第19条の2に規定する年金たる損害補償(以下この項及び次項において「年金たる損害補償」という。)及び同条例第4条第2号に規定する休業補償(以下この項及び次項において「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正前の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第5条の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

新旧対照表

新		旧	
<p><b>第 1 条関係</b> 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>附 則 第 1 条～第 4 条の 2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 13 条の 2 を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。</p>		<p><b>第 1 条関係</b> 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>附 則 第 1 条～第 4 条の 2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第 5 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 13 条の 2 を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。</p>	
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。以下この表において「平成 24 年一元化法」という。)附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金(以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による障害基礎年金(同法第 30</p>	0.73	
傷病補償年金	<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</p>	0.75	
	<p>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</p>	0.75	
	<p>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」とい</p>	0.89	

<p>条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「障害基礎年金」という。)</p>		<p>う。)</p>	
<p>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	0.86	<p>厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。 )及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定による障害基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。 )</p>	0.73
<p>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。 )若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金(以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。 )が支給される場合を除く。)</p>	0.88	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	0.86
<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。 )附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。 )</p>	0.75	<p>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。 )又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</p>	0.88
<p>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。 )</p>	0.75		
<p>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び次項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。 )</p>	0.89		

障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		旧国民年金法の障害年金	0.89
	旧船員保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	旧国民年金法による障害年金	0.89		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金(以下この表において「遺族厚生年金等」という。)	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表において「遺族基礎年金」という。)			国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84		国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)	0.80
	又は平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)			国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	
	又は国民年金法による遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)			遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
				遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺	0.88

<u>る寡婦年金</u>	
<u>国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	<u>0.80</u>
<u>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</u>	<u>0.80</u>
<u>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0.90</u>

<u>族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>	
--	--

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.86</u>
<u>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.88</u>
<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>

以下省略

**第 2 条関係**

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

附 則

第 1 条～第 4 条の 2 省略

(他の法律による給付との調整)

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.86</u>
<u>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.88</u>

以下省略

**第 2 条関係**

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例

附 則

第 1 条～第 4 条の 2 省略

(他の法律による給付との調整)

第 5 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

<p><u>傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u></p>	<p><u>厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法」という。)</u> <u>附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金(以下この表、次項の表及び第 5 項の表に</u></p>	<p>0.73</p>
--	--	-------------

第 5 条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

<p><u>傷病補償年金</u></p>	<p><u>厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定による障害基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</u></p>	<p>0.73</p>
----------------------	---	-------------

	<p>において「<u>障害厚生年金等</u>」という。)及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による<u>障害基礎年金</u>(同法第 30 条の 4 の規定による<u>障害基礎年金</u>を除く。以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「<u>障害基礎年金</u>」という。)</p>				
<p><u>傷病補償年金</u>(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p><u>障害厚生年金等</u>及び<u>障害基礎年金</u></p>	<p>0.82(第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、<u>0.81</u>)</p>			
<p><u>障害補償年金</u>(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p><u>障害厚生年金等</u>及び<u>障害基礎年金</u></p>	<p>0.73</p>	<p><u>障害補償年金</u></p>	<p><u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</u></p>	<p>0.73</p>
<p><u>障害補償年金</u>(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p><u>障害厚生年金等</u>及び<u>障害基礎年金</u></p>	<p>0.82(第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、<u>0.81</u>)</p>			
<p><u>遺族補償年金</u>(第 18 条</p>	<p><u>厚生年金保険法</u>による<u>遺族厚生</u></p>	<p>0.80</p>	<p><u>遺族補償</u></p>	<p><u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年</u></p>	<p>0.80</p>

<p><u>の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u></p>	<p>年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)</p>		<p>年金</p>	<p>金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)</p>	
<p><u>遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u></p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>0.87</p>			
<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この</p>			<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例</p>		

条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

<u>傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>障害厚生年金等</u>	<u>0.86</u>
	<u>障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定</u>	<u>0.88</u>

の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

<u>傷病補償年金</u>	<u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</u>	<u>0.86</u>
	<u>国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済組合法(昭和 28 年法律第 245 号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.88</u>

	する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第 5 項の表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)				
傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.91(第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)			
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)			
障害補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.83	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

	場合を除く。)				
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)			
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)			
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	遺族厚生年金等	0.84	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

	<u>化法改正前国共 済法等による遺 族共済年金」と いう。)が支給さ れる場合を除 く。)又は国民年 金法による寡婦 年金</u>				
<u>遺族補償年 金(第 18 条 の 2 に規定 する公務上 の災害に係 るものに限 る。)</u>	<u>遺族厚生年金等</u>	<u>0.89</u>			
	<u>遺族基礎年金(当 該損害補償の事 由となつた死亡 について平成 24 年一元化法改正 前国共済法等に よる遺族共済年 金が支給される 場合を除く。)又 は国民年金法に よる寡婦年金</u>	<u>0.92</u>			

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から 1 を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第 19 条の 2 を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から 1 を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額)を控除して残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

に切り上げる。

<u>傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)</u>	0.75
	<u>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</u>	0.75
	<u>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第 6 項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)</u>	0.89
<u>傷病補償年金(第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u>	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	0.83(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0.83(第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る

<u>傷病補償年金</u>	<u>国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)</u>	0.75
	<u>国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)</u>	0.75
	<u>国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)</u>	0.89

		傷病補償年金にあつては、 <u>0.82)</u>			
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.92)</u>			
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>	障害補償年金	<u>旧船員保険法の規定による障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>		<u>旧厚生年金保険法の規定による障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>		<u>旧国民年金法の規定による障害年金</u>	<u>0.89</u>
障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては <u>0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)</u>			
	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る			

		障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)			
	旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)			
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のう	0.87			

の災害に係るものに限る。)	ち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、その合計額)を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

--	--	--

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第 1 項又は第 2 項に規定する場合に応じ、それぞれ第 1 項又は第 2 項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、その合計額)を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給する。

(1)・(2) 省略

以下省略

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89

7 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

(1)・(2) 省略

以下省略